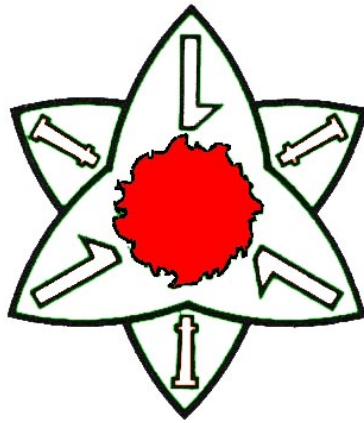


令和3年

火災統計



安全と安心のまちづくり

火事と救急・救助は119番

消防テレホンサービス 0180-99-2252
(災害情報・休日診療情報)

酒田地区広域行政組合

目 次

1	はじめに	1
2	令和3年中の火災状況	1
3	火災による被害を軽減する対策	1
4	安全・安心に暮らせる街を目指して	2

資 料

1	火災概況	3
2	火災損害総括表	4・5
3	目で見える火災統計	6
4	市町別火災状況	7
5	市町別火災件数の推移	8
6	火災種別出火件数	8
7	四季別火災件数	9
8	月別火災件数	9
9	曜日別火災件数	10
10	覚知方法別火災件数	10
11	死傷者の推移	11
12	建物火災の焼損程度	11
13	住宅火災の出火箇所の状況	12
14	出火率（人口1万人当たりの出火件数）	12
15	初期消火の状況	13
16	出火原因と損害額の状況	14
17	規模の大きな火災	14
18	火災出動人員の状況	15
19	火災出動車両の状況	15
20	火災件数の推移	16
21	火災種別の推移	16
22	全国・山形県・組合の出火率の推移 （人口1万人当たりの出火件数）	17
23	組合管内の出火率の推移 （人口1万人当たりの出火件数）	17
	利用上の参考事項	18・19

1 はじめに

この火災統計は、令和3年中（1月～12月）に酒田地区広域行政組合管内で発生した火災の調査データを基に集計分析したもので、今後の火災予防対策の基礎データとするものです。

2 令和3年中の火災状況

(1) 火災の概況

令和3年の酒田地区広域行政組合管内（1市2町）の火災件数は35件で、前年と比較し15件の増加となりました。

市町別では、酒田市が27件で、前年と比較し10件の増加、庄内町は6件で、前年と比較し6件の増加、遊佐町が2件で、前年と比較し1件の減少となっています。

火災損害額は、4,466万円で、前年と比較し1,981万1千円の増加となっています。

焼損棟数については29棟、焼損床面積は1,398㎡、焼損表面積は70㎡、り災世帯数は12世帯、り災人員は34人、死者及び負傷者はそれぞれ1人となっています。

(2) 火災の種別

火災の種別としては、建物火災が19件（全出火件数の54%）、車両火災が4件（全出火件数の12%）、その他の火災が12件（全出火件数の34%）となっており、建物火災は8件、車両火災は2件、その他の火災は5件、それぞれ前年と比較して増加しています。

建物火災のうち、住宅火災は9件で建物火災の47%を占めています。

(3) 火災発生時季

火災発生件数35件を四季別に区分すると、春（3～5月）が5件、夏（6～8月）が11件、秋（9～11月）が11件、冬（12～2月）が8件となっており、月別では9月が7件、6月が5件、2月が4件、1月、4月、7月、8月及び11月がそれぞれ3件、3月、5月、10月及び12月がそれぞれ1件となっています。

(4) 火災による死傷者の状況

火災による死者数及び負傷者数はそれぞれ1人で前年と同数となっています。

(5) 出火原因の状況

出火原因別では、「その他」、「不明」を除いて「たばこ」、「電気装置」、「こんろ」及び「放火の疑い」がそれぞれ3件で最も多く、次いで「ストーブ」、「放火」、「排気管」、「配線機器」及び「たき火」がそれぞれ1件となっています。

3 火災による被害を軽減する対策

(1) 放火防止対策

放火による火災を防ぐためには、地域ぐるみで放火防止対策に取り組む必要があります。放火は、死角となる場所や夜間及び早朝に多く発生していることから、「家の周囲には燃えやすいものを置かない」「整理整頓し死角を作らない」ことを心がけるとともに、ごみは決められた日時に出すなど「放火させない環境」をつくるのが大切です。また、空き家の所有者は、電気関係の遮断、出入口の施錠などの管理をすることが必要です。

(2) 住宅防火対策

① 「こんろ」による火災は、鍋の掛け忘れによる火災が多く、経過としては電話や他の用事のため、その場を離れたすきに火災に至ってしまったというものです。「ちょっとくらいは大丈夫」という安易な気持ちが一瞬にして大切なものを全て失うことになってしまいます。火を使っているときは、その場を絶対離れないようにし、どうしても離れなければならないときは、一旦火を消してからその場を離れましょう。

また、グリル内の清掃をせず、油カスが溜まっている状態でグリルを使用し、油カスに着火し火災に至ったものがあります。グリルの清掃は定期的に行いましょう。

② 「たばこ」による火災は、火のついたたばこを投げ捨て枯草に着火したもの、火のついたたばこを可燃物に捨て火災に至ったものなどがあります。たばこを吸う場合は、灰皿のある喫煙場所で吸うか、携帯灰皿を使用して火の始末を確実にいきましょう。

消したつもりでも火種が残っていることがありますので、出掛ける前や就寝前にもう一度確認しましょう。

③ 「電気装置」による火災は、電圧を調整する機器が経年劣化により出火したものなどがあります。電気装置を長期間使用すると部品が寿命を迎え、不具合を起し火災に至る場

合がありますので、安全に使用できる年数を把握し、計画的に交換をするようにしましょう。

4 安全・安心に暮らせる街を目指して

(1) 火災対応訓練の充実

防火管理が義務となる事業所では、火災などの災害を起こさないための出火防止対策はもちろん、自衛消防組織の編成、災害時の行動要領及び訓練について対策を樹立しておくことが必要です。万が一、火災が発生した場合、①「大声でまわりに知らせる」②「119番で通報する」③「初期消火を行う」④「危険を感じたら避難をする」⑤「戸を閉める」ことが大切です。

(2) 防火意識の高揚

- ① たき火火災撲滅のため、強風時や空気乾燥時、また、放置するなどの危険なたき火を「しない、させない、許さない」運動を展開します。
- ② 地域、事業所、学校等の講習会やマスメディア、ホームページ、広報紙及び予防広報事業を通じ住民への予防啓発活動を行います。また、防火指導や消防訓練を通じて幼年期から火災の恐ろしさを教えることで防火意識を育てます。

(3) 住宅防火の推進

全国的に毎年、住宅火災による死傷者が多く発生しており、中でも高齢者の占める割合が非常に高く、高齢化の進展に伴い今後も増加することが懸念されます。これらのことを踏まえ「火災予防は家庭から」を基本に、住宅火災での逃げ遅れによる死傷者をなくするため、住宅用火災警報器の設置が義務付けされていますが、依然として未設置の世帯があることから今後も普及啓発活動を継続し、なお一層の設置率向上に努めていきます。

また、住宅用火災警報器については、平成23年6月にすべての住宅への設置が義務化されてから、令和3年6月に10年が経過しました。住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を感知しなくなることがあるため、日常の作動点検や製造から10年を目安に交換するなど、維持管理の重要性についての普及啓発活動を推進していきます。

(4) 消火器及び住宅用火災警報器の不適正販売に係る予防策の周知

主に県外の業者が、一般住宅及び事業所に消火器の販売や点検、住宅用火災警報器の訪問販売を行い、脅迫的な態度で高額な料金を請求するなど、トラブルが各地で発生しています。その手口は、

① 一般住宅に対する消火器、住宅用火災警報器販売の場合

- ア 「消防・市役所の方から来た」と紛らわしい表現をします。
- イ 「法律が変わったので設置しなければならなくなった」と緊急性を強調します。
- ウ 「この消火器は古くなって使えない」などと交換の必要性を強調します。

② 事業所に対する点検の場合

- ア 日ごろ出入りしている契約業者を巧妙に装い、訪問前に電話で信用させ、本社等からの依頼のような装いをします。
- イ 承諾をあいまいにすると、素早く消火器を集めはじめます。
- ウ 点検の内容を説明せず、一見合法的な契約書に署名と押印を求めてきます。
- エ 最後に、脅迫的な態度で高額な費用を請求します。

以上のことから、トラブルを防止するためのポイントとして、相手方に身分証明書等の提示を求める。怪しいと思ったらはっきりとその場で断り、容易にサインや押印はしない。相手が脅迫行為に出た場合は、速やかに警察に通報することが大切です。

1 火災概況

令和3年と令和2年の比較

区 分		単位	令和3年	令和2年	増 減
出 火 件 数	合 計	件	35	20	15
	建 物		19	11	8
	林 野		0	0	0
	車 両	件	4	2	2
	船 舶		0	0	0
	航 空 機 そ の 他		0 12	0 7	0 5
焼 損 棟 数		棟	29	14	15
建 物 焼 損 床 面 積		m ²	1,398	833	565
建 物 焼 損 表 面 積		m ²	70	4	66
林 野 焼 損 面 積		a	0	0	0
り 災 世 帯 数		世帯	12	4	8
り 災 人 員		人	34	19	15
損 害 額		千円	44,660	24,849	19,811
死 者		人	1	1	0
負 傷 者		人	1	1	0
月 平 均	出 火 件 数	件	2.9	1.7	1.2
	焼 損 棟 数	棟	2.4	1.2	1.2
	建 物 焼 損 床 面 積	m ²	116.5	69.5	47.0
	り 災 世 帯 数	世帯	1.0	0.3	0.7
	り 災 人 員	人	2.8	1.6	1.2
	損 害 額	千円	3,722	2,071	1,651
1 件 当 た り の 損 害 額		千円	1,276	1,242	34
人 口		人	133,335	135,129	△ 1,794
世 帯 数		世帯	54,419	54,140	279
出火率 (人口1万人当たりの出火件数)			2.6	1.5	1.1

2 火災損害総括表

〈その1〉

区分 月別	合計	火災種別						焼損棟数								焼損面積			
		建物	林野	車両	船舶	航空機	その他	火元				類焼				建物 (m ²)		林野 (a)	
								全焼	半焼	部分焼	ぼや	全焼	半焼	部分焼	ぼや	床面積	表面積		
1月	3	2				1			2								3	1	
2月	4	2		1		1	2				1		5	3			353	68	
3月	1			1															
4月	3	1				2					1								
5月	1	1									1								
6月	5	2				3	1				1		1				62	1	
7月	3	2				1					2								
8月	3	2				1					2								
9月	7	4		2		1					4								
10月	1	1					1										134		
11月	3	1				2	1										846		
12月	1	1									1								
計	35	19		4		12	5		2	12	1		6	3			1,398	70	

令和2年	20	11		2		7	3	1	1	6			1	2			833	4	
------	----	----	--	---	--	---	---	---	---	---	--	--	---	---	--	--	-----	---	--

〈その2〉

り災世帯数			死傷者		損 害 額 (千 円)							
全	半	小	死	負	合	建	収	林	車	船	航	そ
損	損	損	者	傷	計	物	容	野	両	舶	空	の
				者			物				機	他
		2			1,224	168	6					1,050
2		1	1	1	11,893	10,909	444		377			163
					550				550			
		1			45	1	2					42
					1,236	932	4					300
					4		4					
		3			441		17		236			188
1					13,045	12,918	127					
					16,197	10,641	5,495					61
		2			25		25					
3		9	1	1	44,660	35,569	6,124		1,163			1,804

1	1	2	1	1	24,849	17,117	6,786		392			554
---	---	---	---	---	--------	--------	-------	--	-----	--	--	-----

3 目で見る火災統計

年間35件の火災が発生

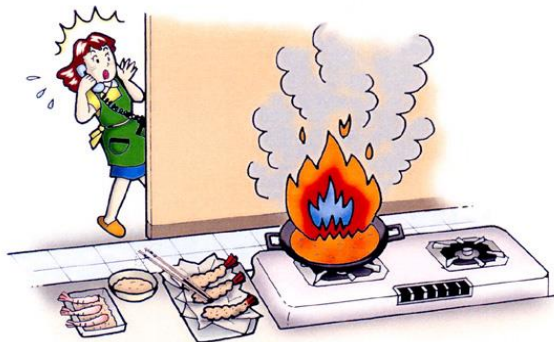
建物火災は19件（全火災件数の54%）
うち住宅火災は9件（建物火災の47%）



12世帯34人がり災した



火を使っている時はその場を離れない
離れる時は火を消す



出火原因の上位は

放火の疑い	3件
たばこ	3件
こんろ	3件
電気装置	3件



死者1人 負傷者1



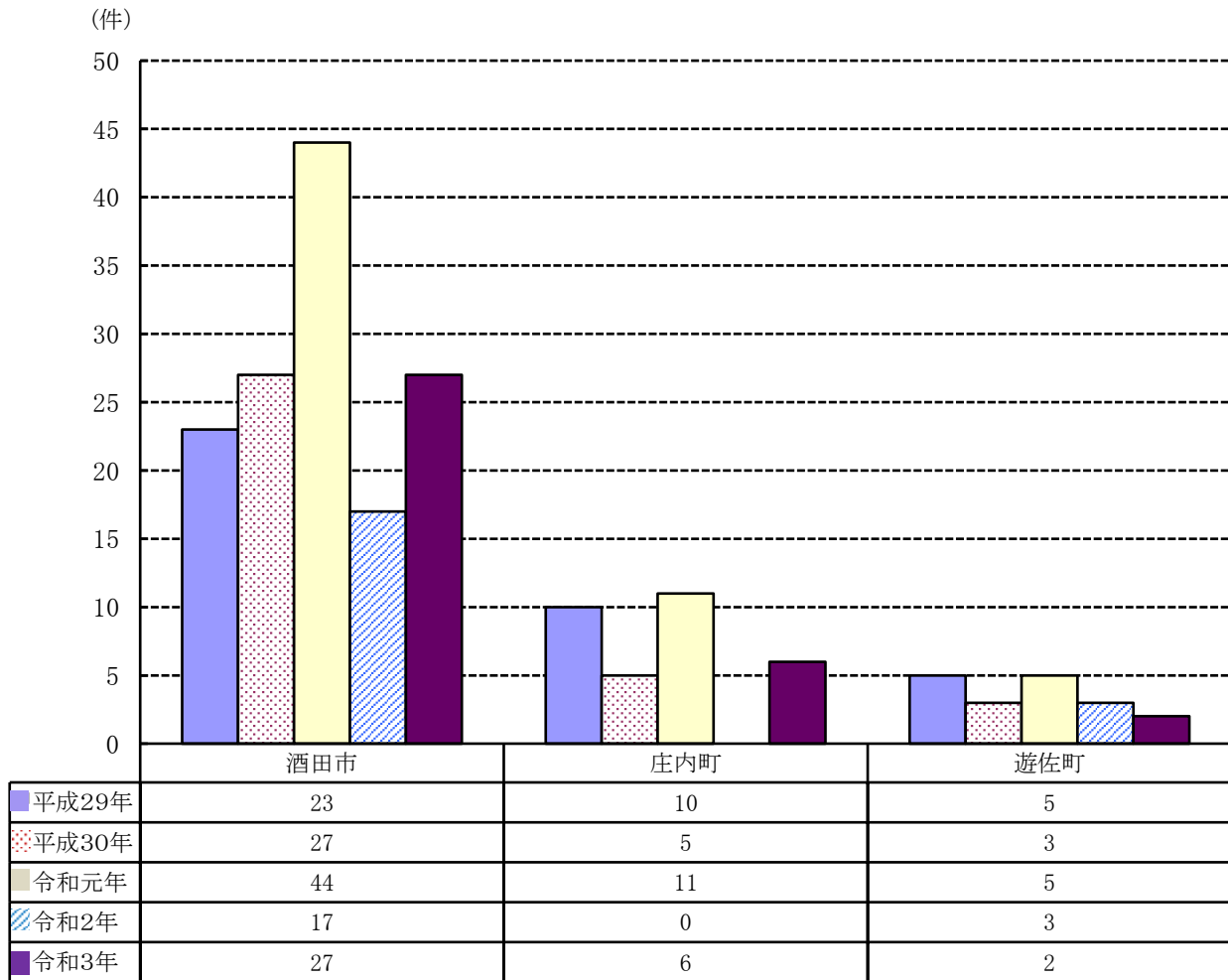
4,466万円の財産が灰に
火災1件あたり127万6千円



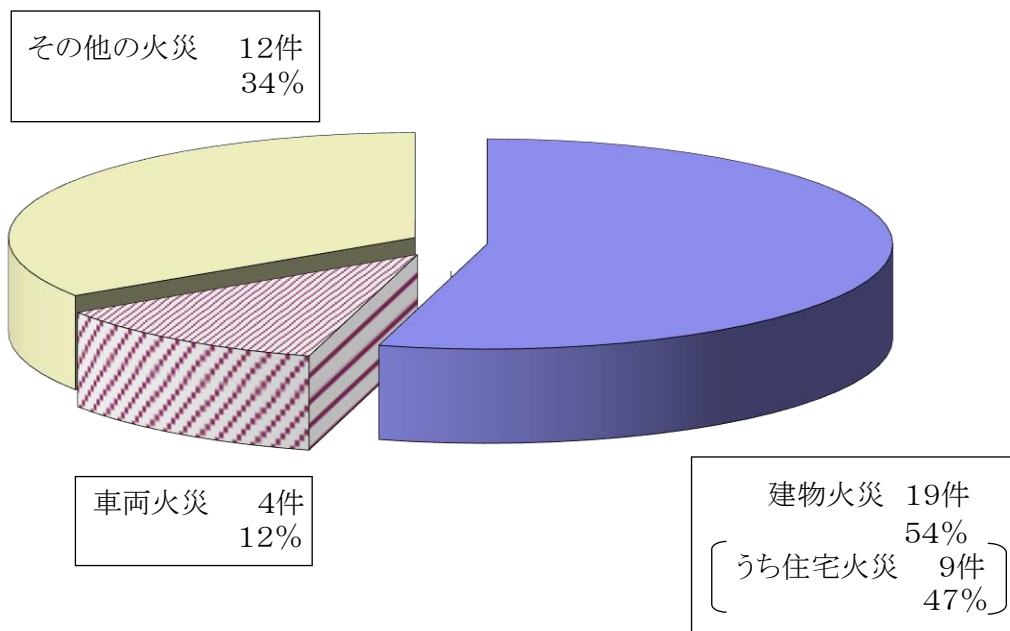
4 市町別火災状況

区分 市町別	火災種別							焼損棟数				焼損面積		り災世帯数				死傷者		損害額（千円）											
	計	建物	林野	車両	船舶	航空機	その他	計	全焼	半焼	部分焼	ぼや	建物（㎡）		林野（a）	計	全損	半損	小損	り災人員	死者	負傷者	建物	収容物	林野	車両	船舶	航空機	その他	合計	
													床面積	表面積																	
酒田市	27	12		4			11	19	4		6	9	320	64		9	2		7	22		1	20,760	336						1,804	23,814
庄内町	6	6						9	1		2	6	232	6		3	1		2	12		1	4,168	293			249				4,710
遊佐町	2	1					1	1	1				846										10,641	5,495							16,136
計	35	19		4			12	29	6		8	15	1,398	70		12	3		9	34		1	1	35,569	6,124		1,163			1,804	44,660

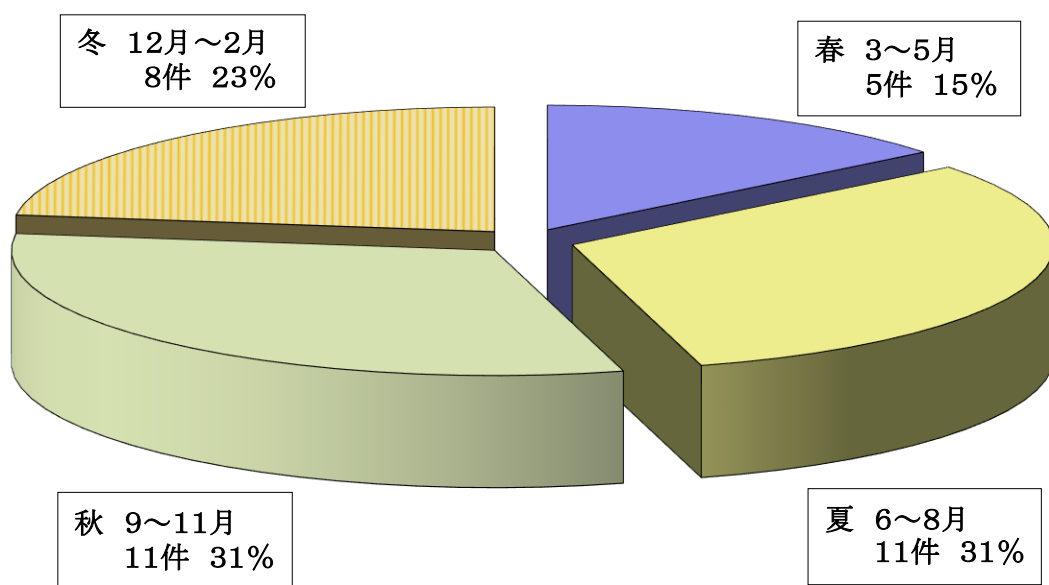
5 市町別火災件数の推移



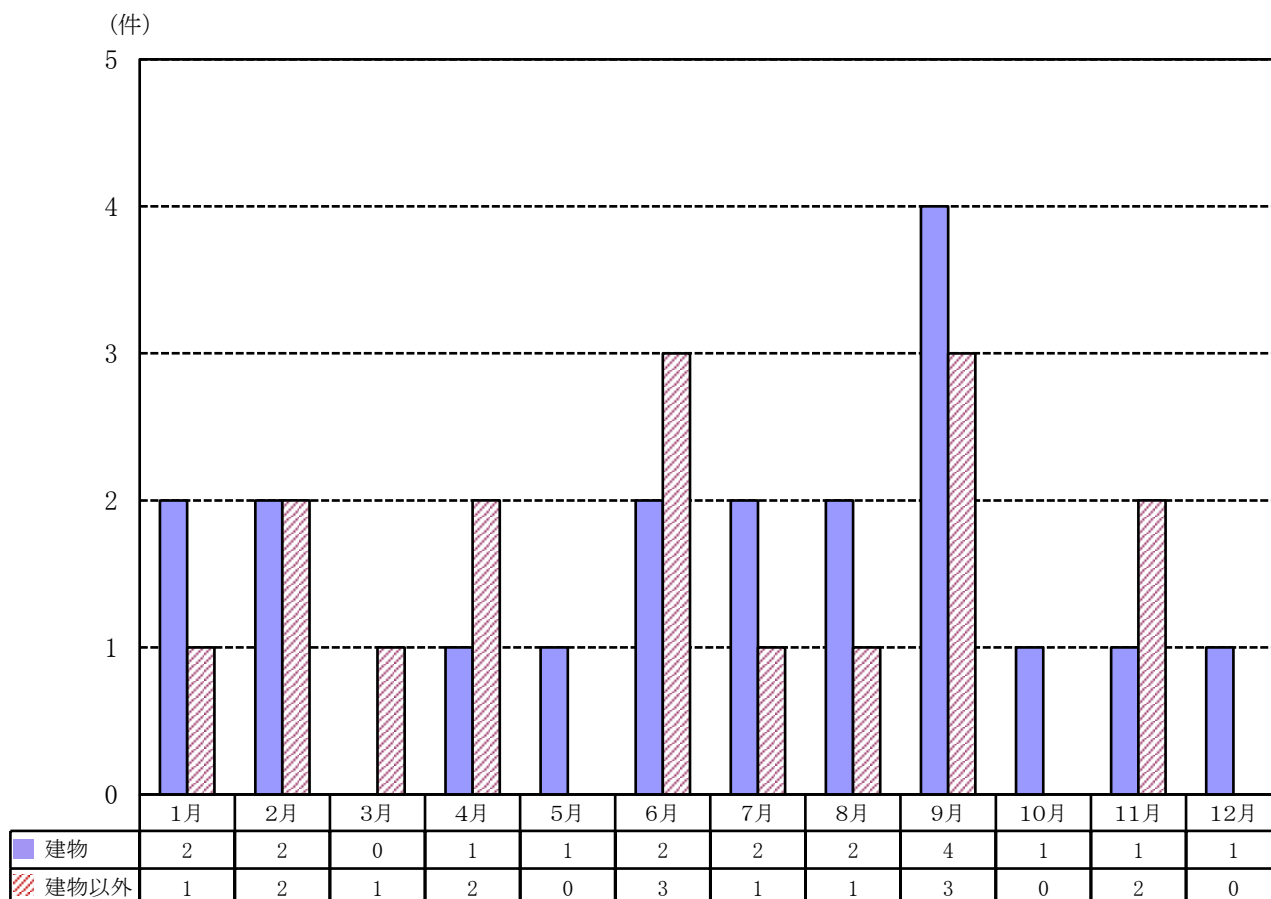
6 火災種別出火件数



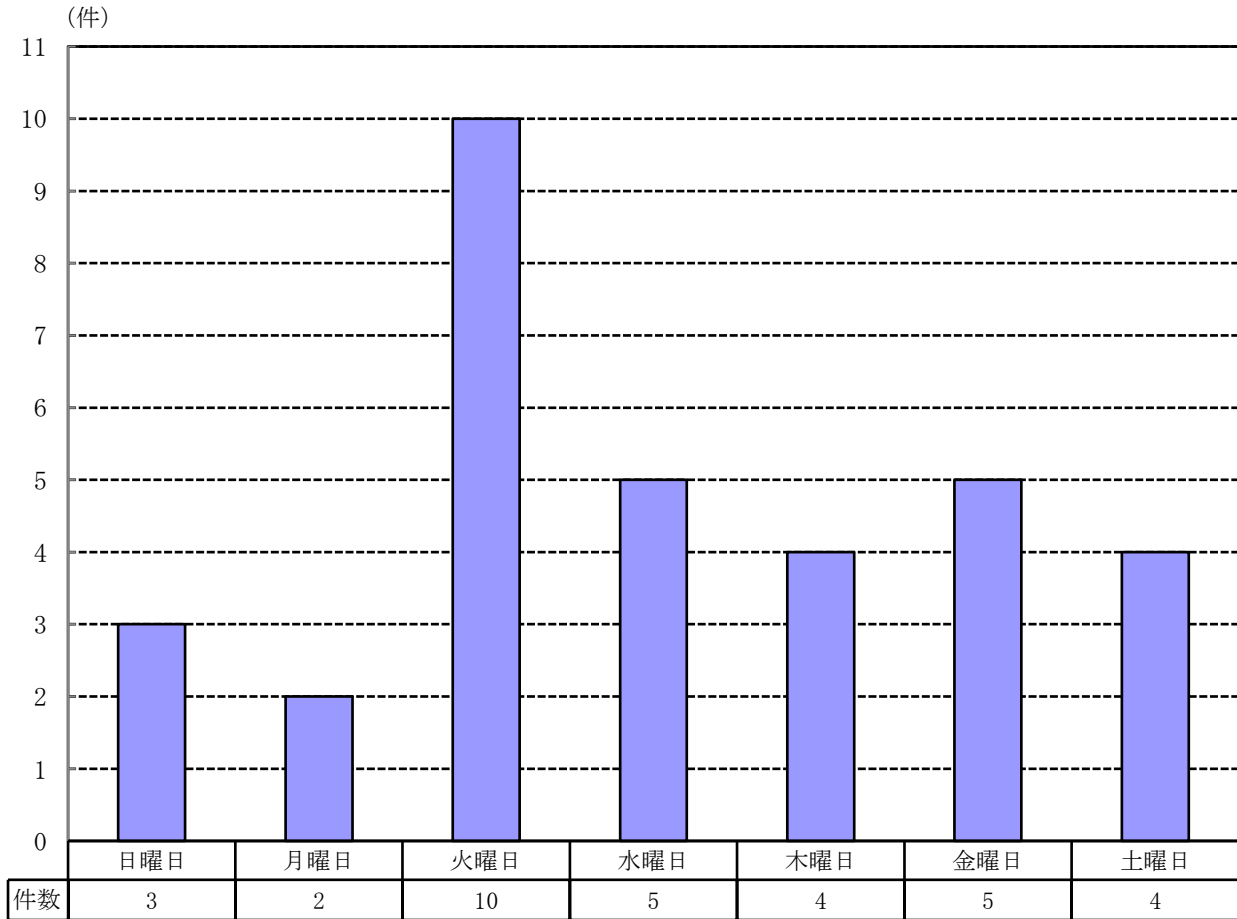
7 四季別火災件数



8 月別火災件数

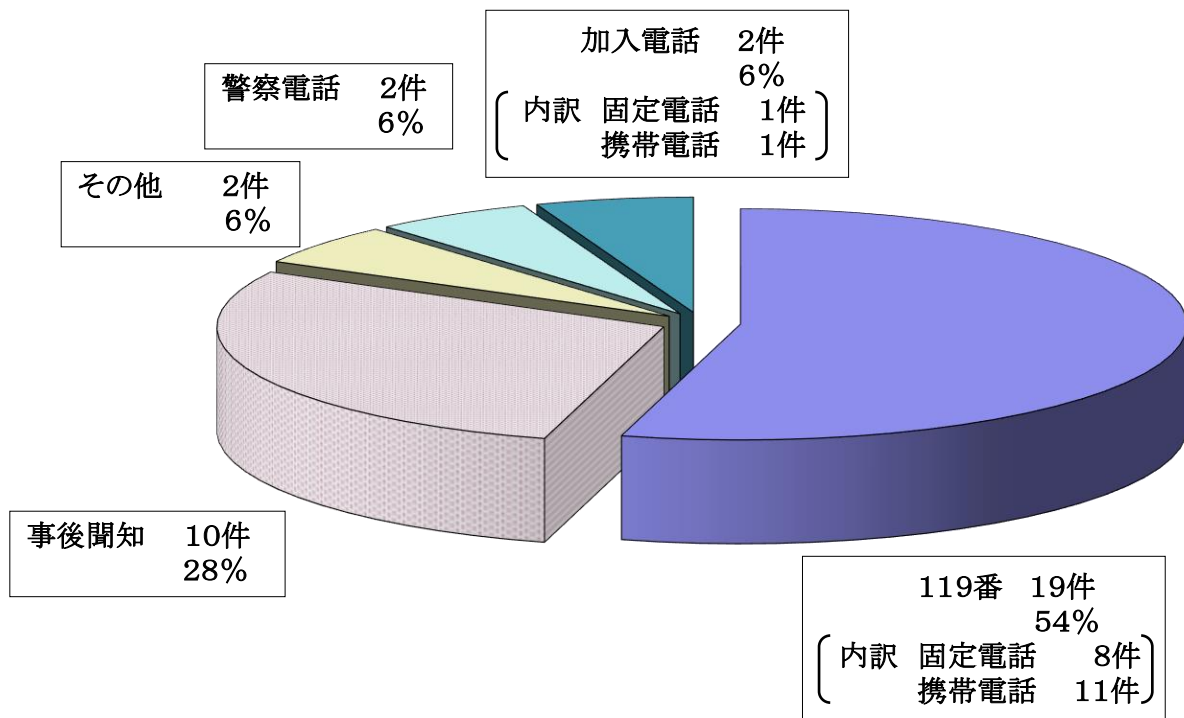


9 曜日別火災件数

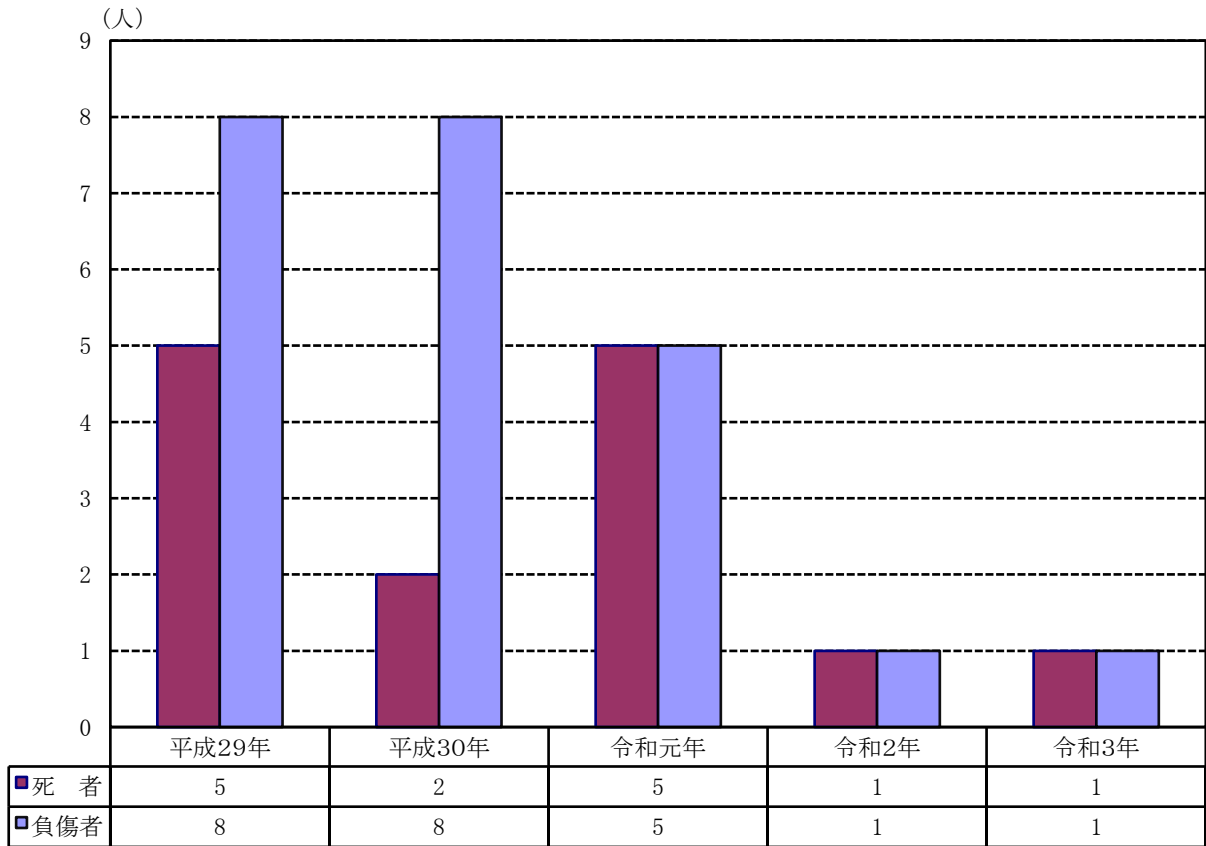


※日時不明火災 2件を除いています。

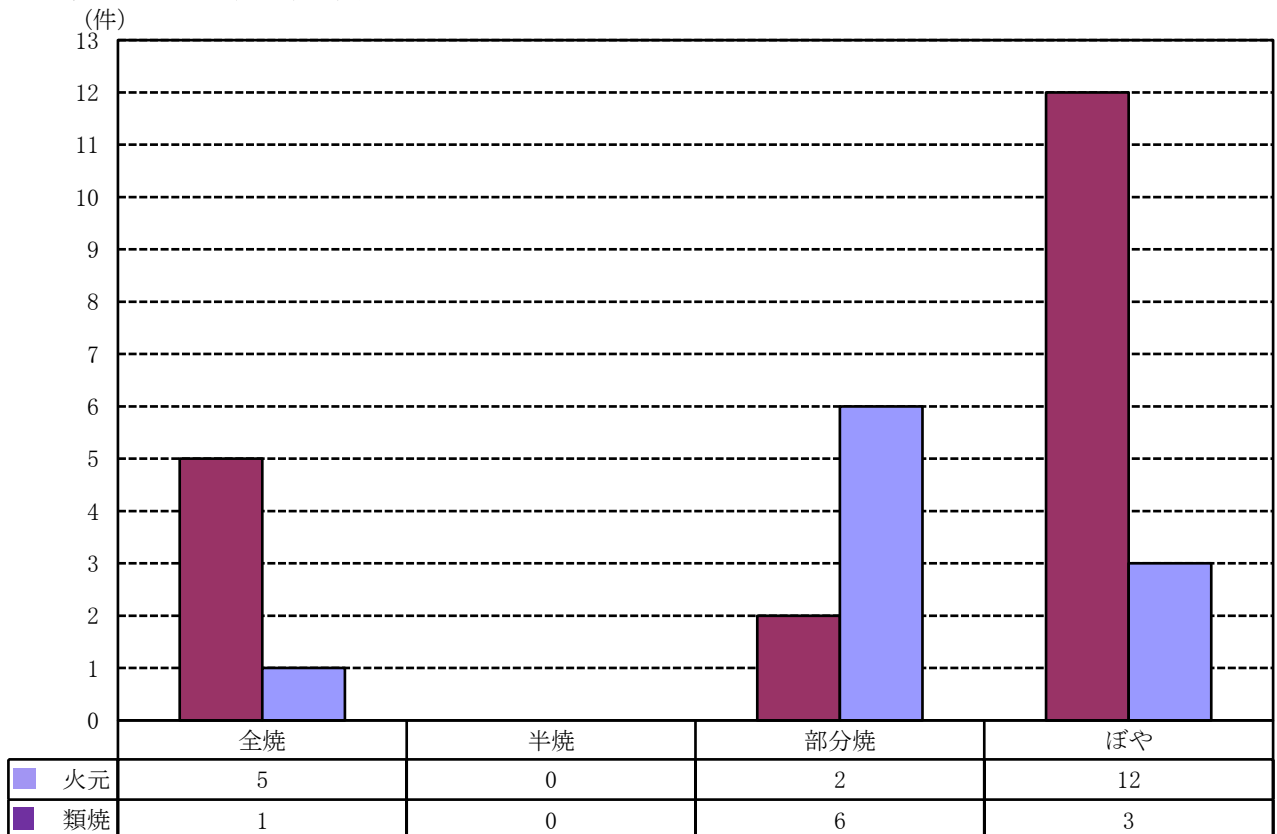
10 覚知方法別火災件数



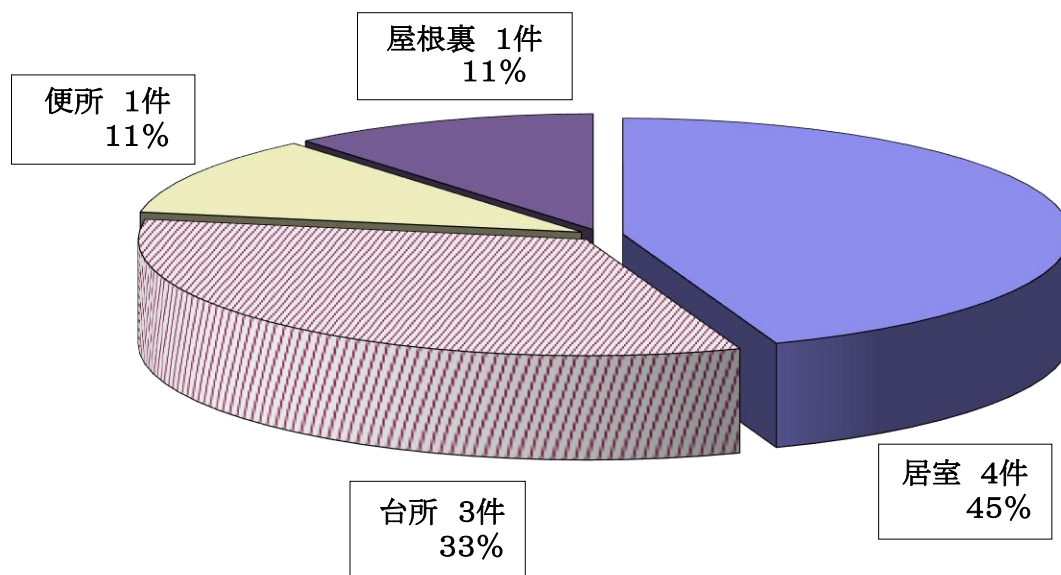
1 1 死傷者の推移



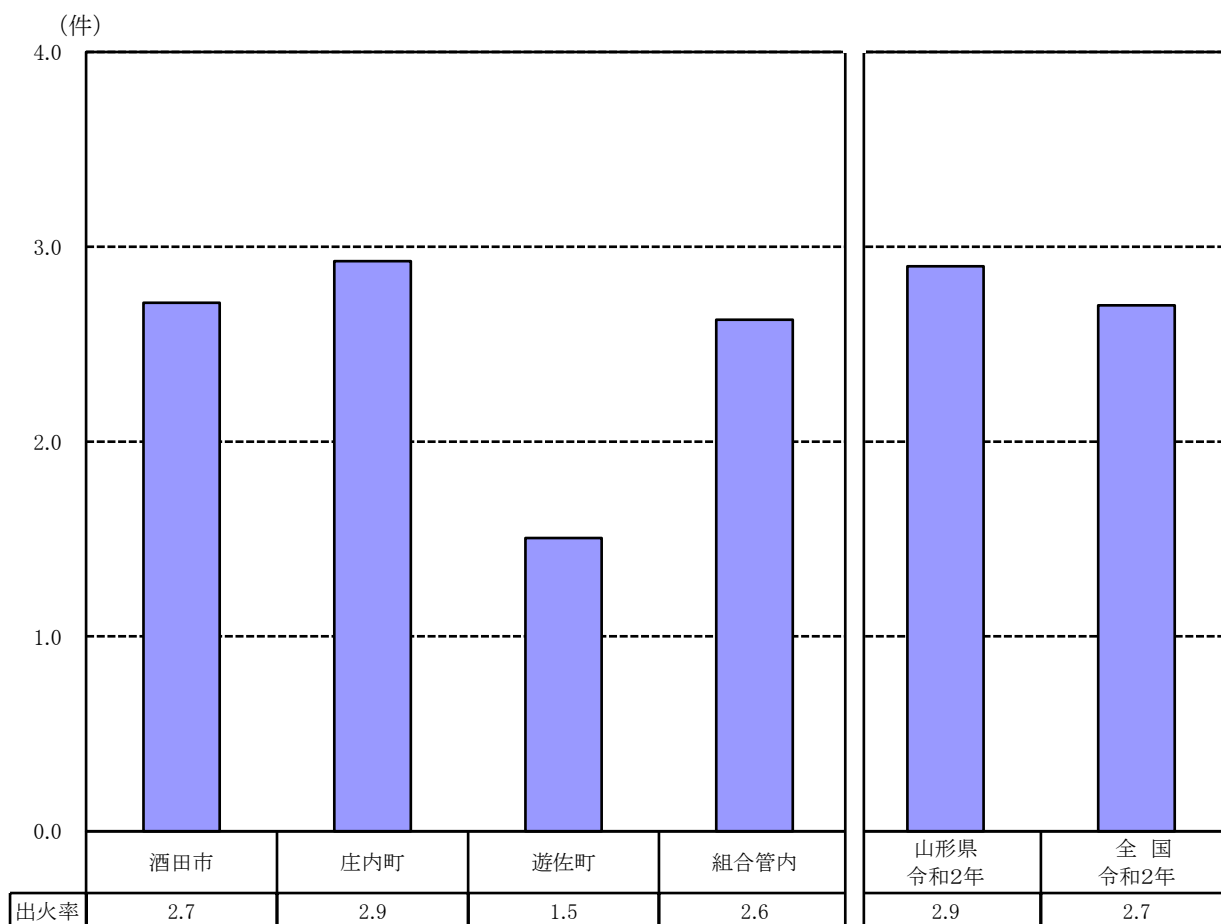
1 2 建物火災の焼損程度



1.3 住宅火災の出火箇所の状況



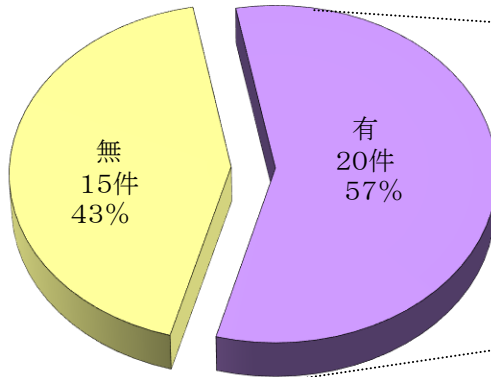
1.4 出火率(人口1万人当たりの出火件数)



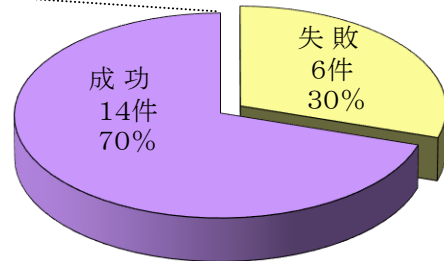
15 初期消火の状況

(1) 初期消火の実施状況

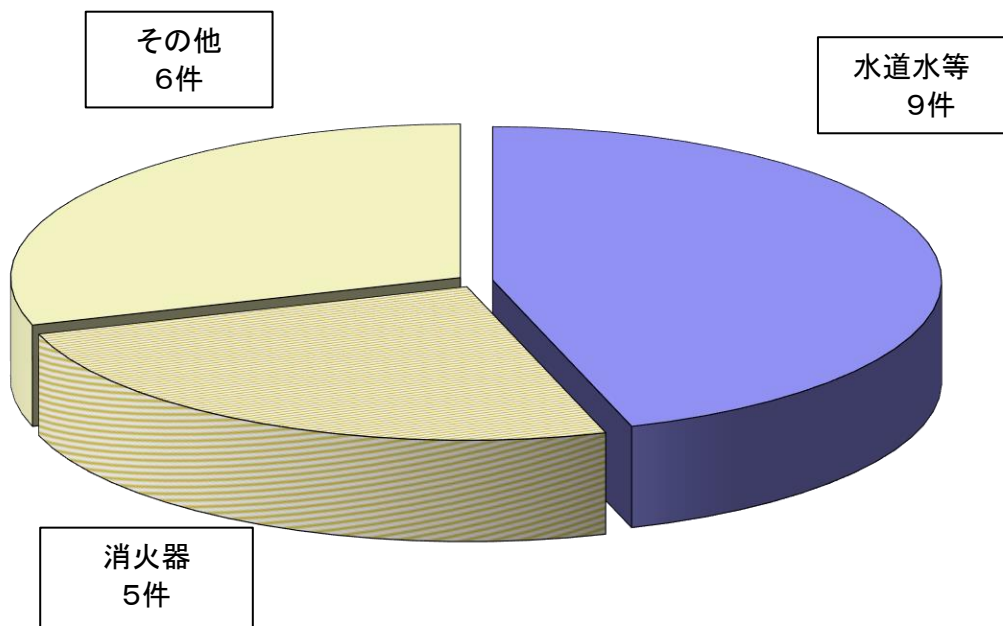
初期消火の有無



初期消火の結果

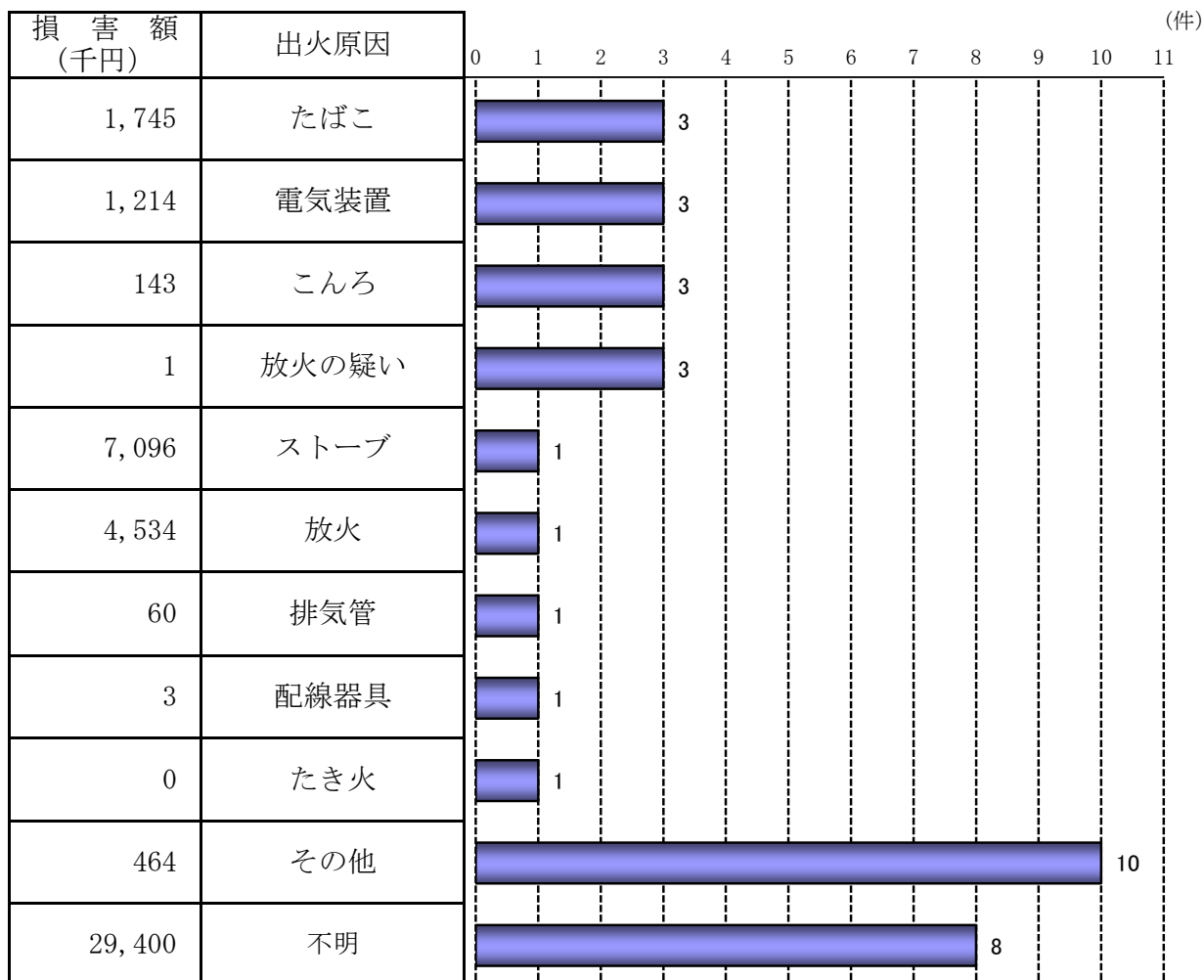


(2) 初期消火器具等の使用状況



※ 水道水等とは、水道水や汲み置きの水によるものです。
その他とは、燃焼物の除去、散水設備及び電源遮断によるものです。

16 出火原因と損害額の状況



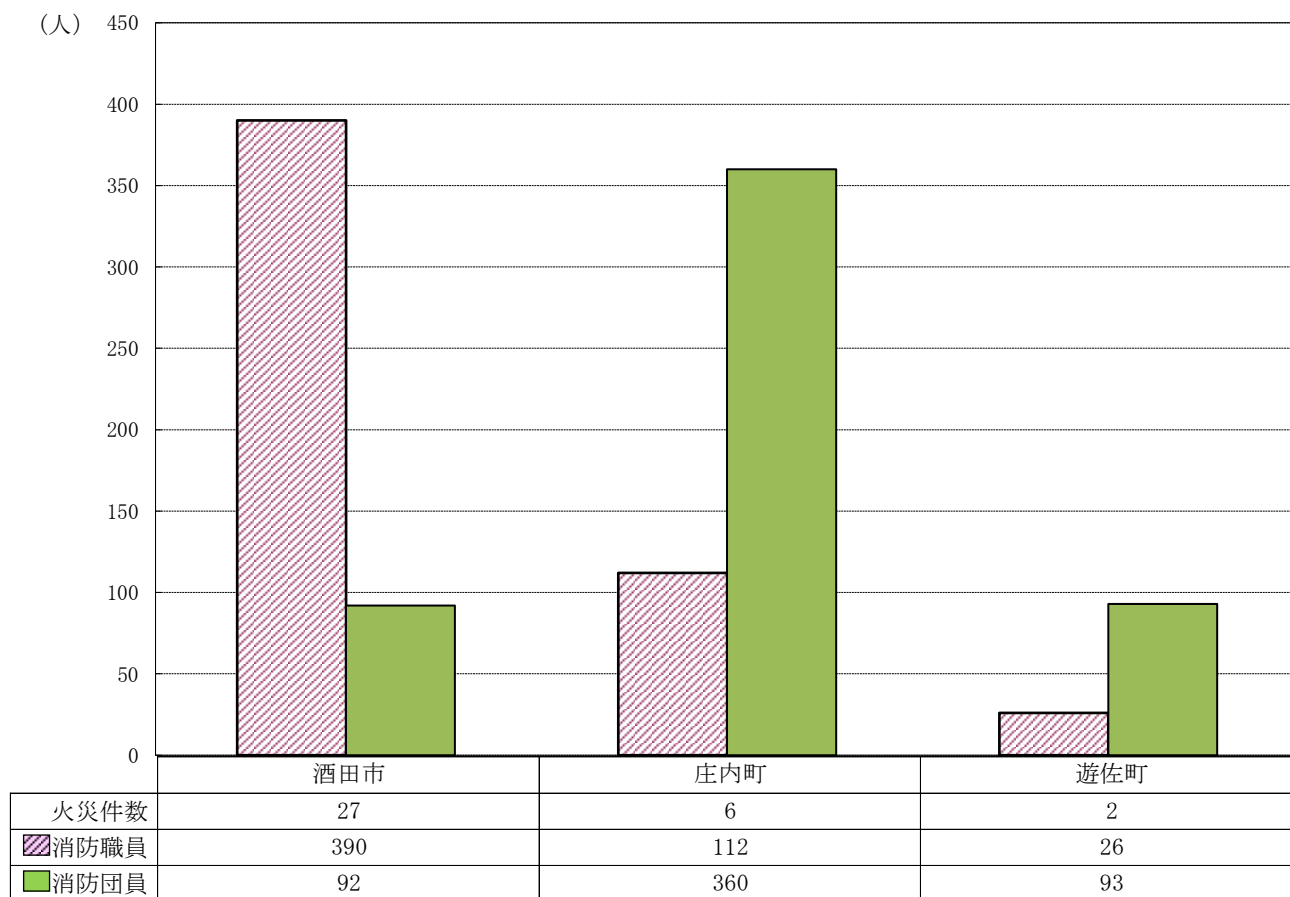
※ 出火原因の「その他」とは、国の統計分類上、いずれの原因にも該当しないもので、具体的には落雷、蛍光灯のコンデンサ等からの出火があります。

17 規模の大きな火災

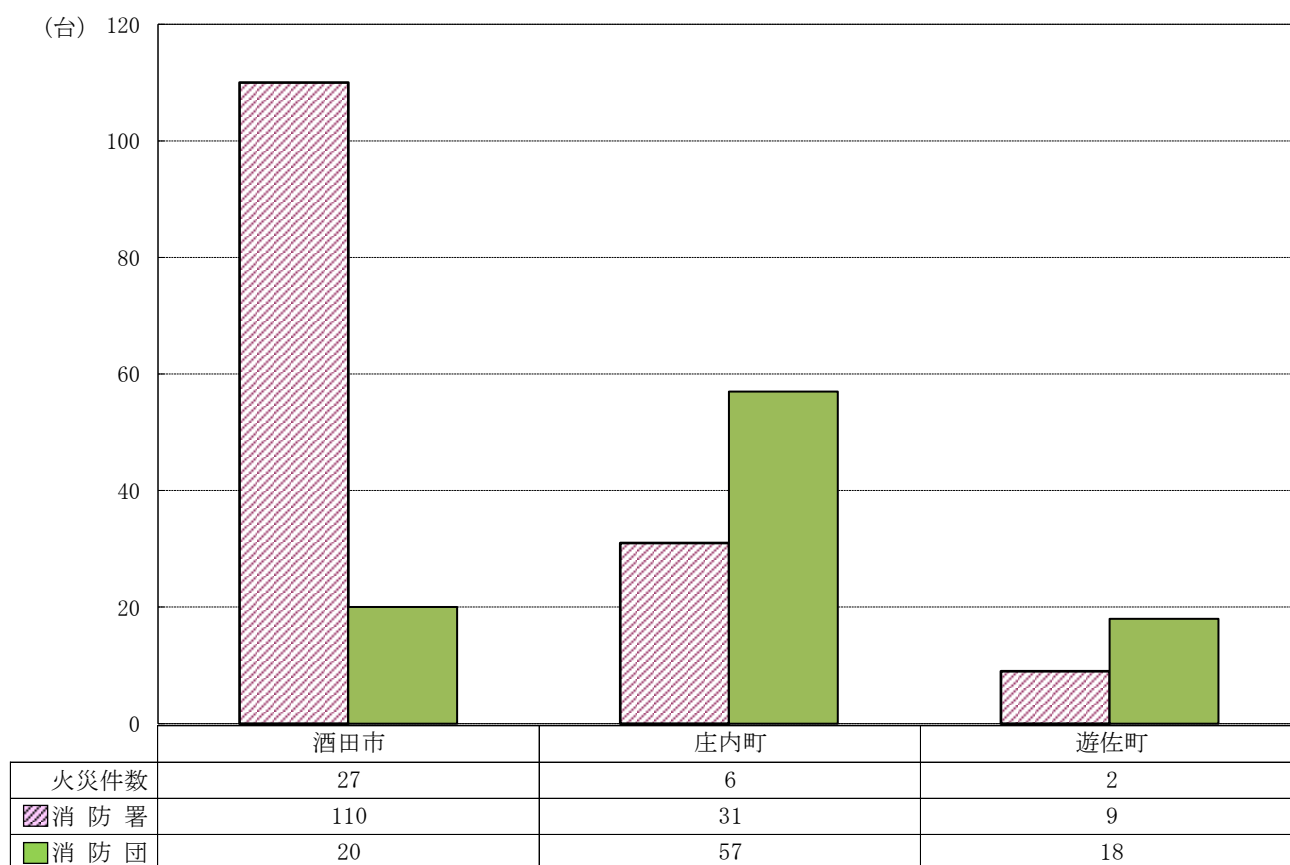
発生月日	覚知時刻	発生場所	用途	出火原因	焼損床面積 (㎡)	焼損棟数				死傷者		損害額 (千円)
						全焼	半焼	部分焼	ぼや	死者	負傷者	
10月12日	12:47	酒田市	住宅	不明・調査中	134	1						13,045
11月 (日不明)	7:21	遊佐町	畜舎	不明・調査中	846	1						16,136

※ 焼損面積500㎡以上又は損害額が1,000万円以上発生した火災

18 火災出動人員の状況

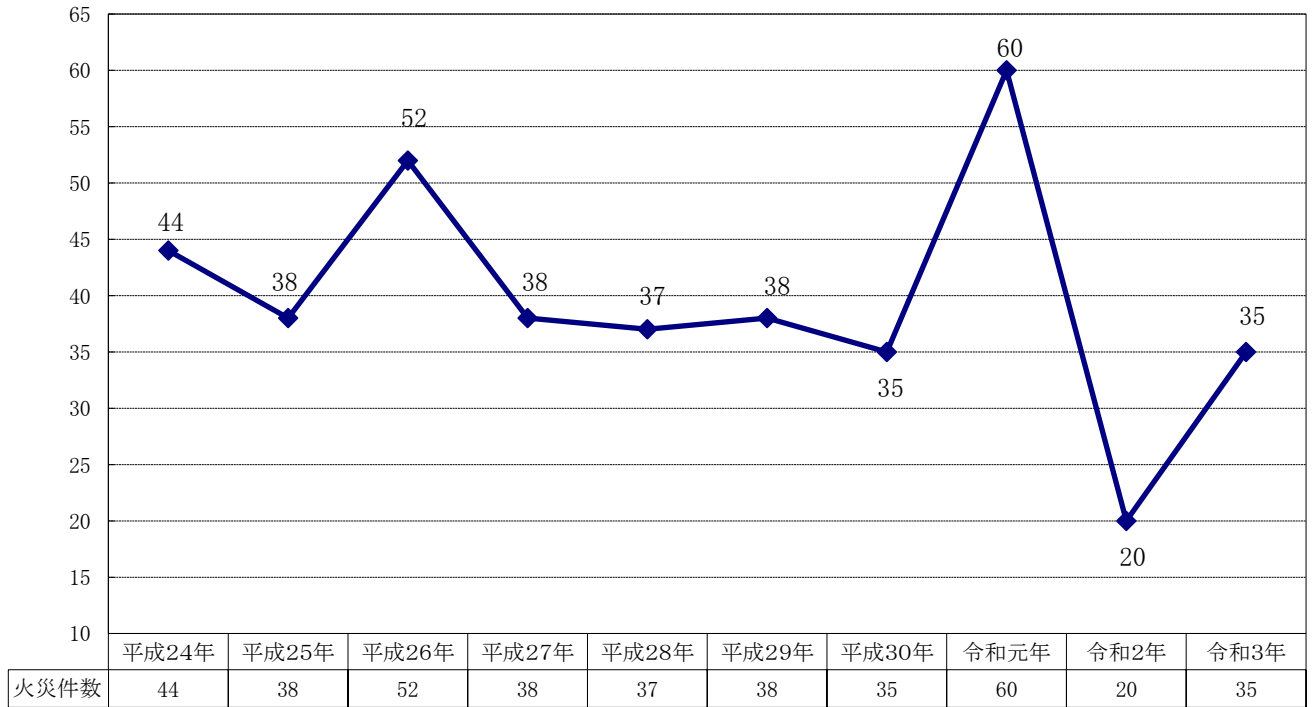


19 火災出動車両の状況



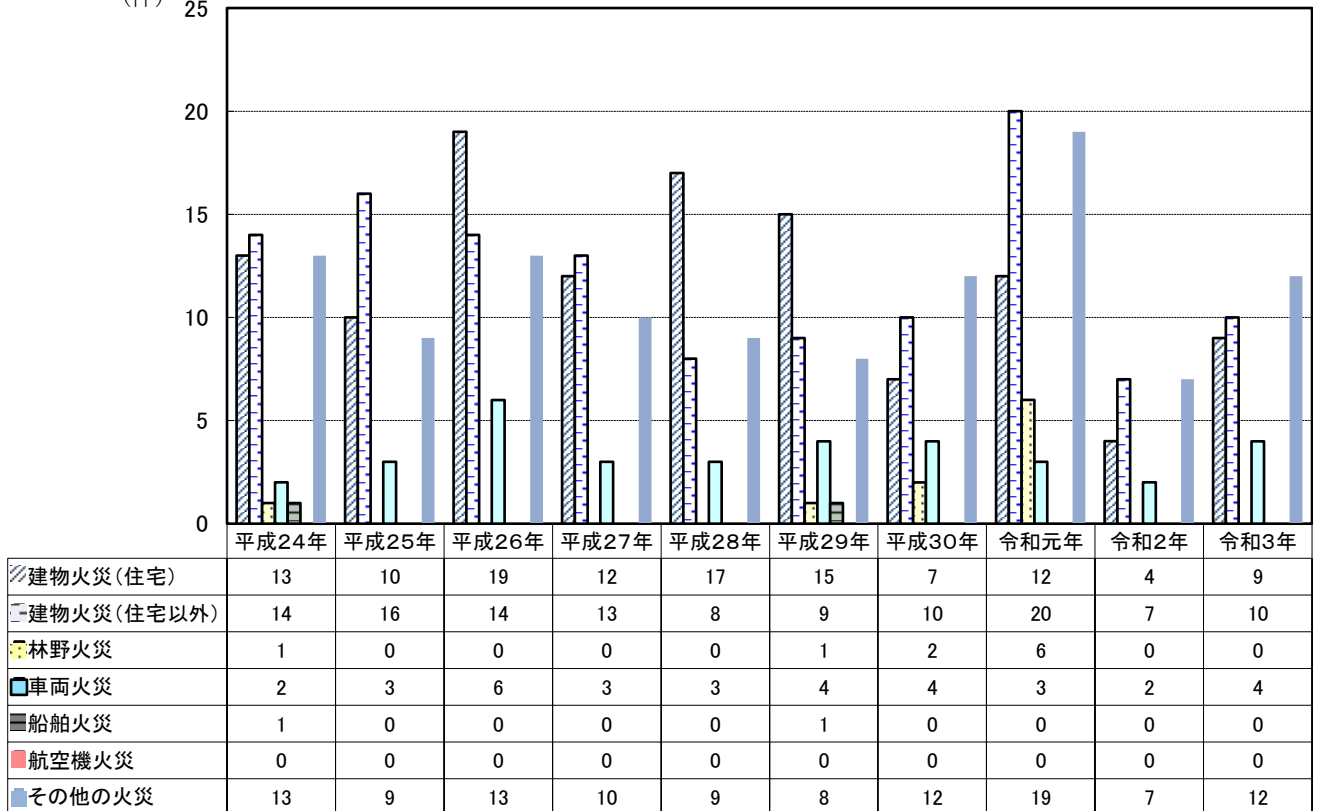
20 火災件数の推移

(件)

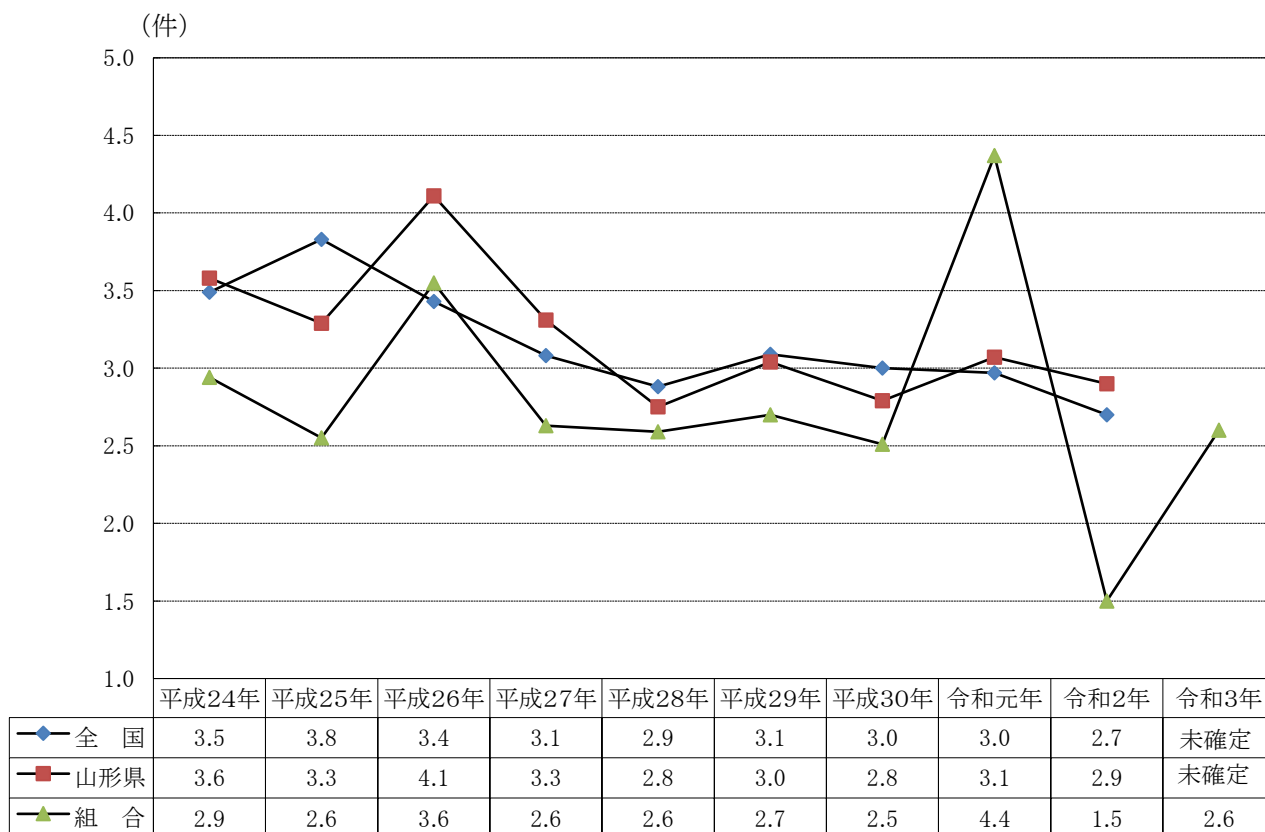


21 火災種別の推移

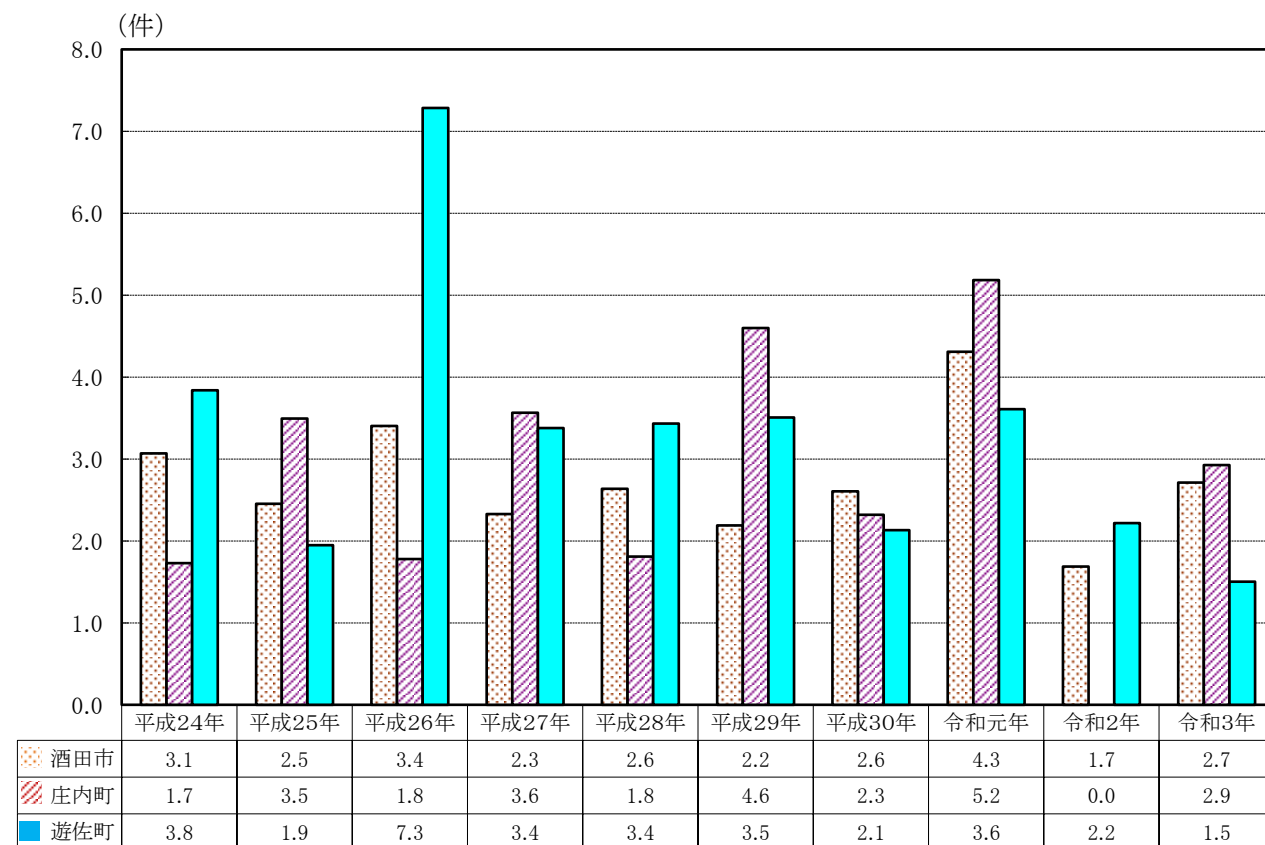
(件)



2 2 全国・山形県・組合の出火率の推移(人口1万人当たりの出火件数)



2 3 組合管内の出火率の推移(人口1万人当たりの出火件数)



利用上の参考事項

1 火災の定義

「火災」とは、人の意図に反して発生し若しくは拡大し、又は放火により発生して消火の必要がある燃焼現象であって、これを消火するために消火施設又はこれと同程度の効果のあるものの利用を必要とするもの、又は人の意図に反して発生し若しくは拡大した爆発現象をいいます。

2 火災の種類

火災は次の6種類に分類します。ただし、火災が2種類以上にわたった場合は、原則として焼き損害の大きなものの種別によります。

(1) 建物火災

建物又はその収容物が焼損した火災をいいます。

(2) 林野火災

森林、原野又は牧野が焼損した火災をいいます。

(3) 車両火災

原動機によって運行することができる車両、鉄道車両及び被けん引車又はこれらの積載物が焼損した火災をいいます。

(4) 船舶火災

船舶又はその積載物が焼損した火災をいいます。

(5) 航空機火災

航空機又はその積載物が焼損した火災をいいます。

(6) その他の火災

(1)から(5)までに掲げる火災以外の火災（空地、田畑、道路、河川敷、屋外物品集積場、電柱などの火災）をいいます。

3 火災損害

「火災損害」とは、火災によって受けた直接的な損害をいい、「焼き損害」、「消火損害」、「爆発損害」、「人的損害（火災による死者及び負傷者）」に区分します。

「焼き損害」とは、火災によって焼けた物及び熱によって破損した物等の損害をいい、「消火損害」とは、消火活動によって受けた水損、破損、汚損等の損害をいい、「爆発損害」とは、爆発現象の破壊作用により受けた「焼き損害」、「消火損害」以外の損害をいい、消火のために要した経費、焼け跡整理費、火災のための休業による損失等の間接的な損害は除かれます。

損害額は、り災時における時価により算定することとし、「人的損害」はこれに含めません。

4 焼損の程度

焼損程度の区分の基準は次のとおりです。

(1) 全焼

建物の焼き損害額が火災前の建物評価額の70%以上のもの、又はこれ未満であっても残っている部分に補修を加えても再使用できないものをいいます。

(2) 半焼

建物の焼き損害額が火災前の建物評価額の20%以上のもので、全焼に該当しないものをいいます。

(3) 部分焼

建物の焼き損害額が火災前の建物評価額の20%未満のもので、ぼやに該当しないものをいいます。

(4) ぼや

建物の焼き損害額が火災前の建物評価額の10%未満であり焼損床面積が1㎡未満のもの、建物の焼き損害額が火災前の建物評価額の10%未満であり焼損表面積が1㎡未満のもの、又は収容物のみ焼損したものをいいます。

5 り災世帯

り災世帯については、り災の程度により次のとおり区分しています。

(1) 全損

建物（収容物を含む。以下この項において同じ。）の火災損害額が、り災前の建物の評価額の70%以上のものをいいます。

(2) 半損

建物火災損害額がり災前の建物評価額の20%以上で、全損に該当しないものをいいます。

(3) 小損

建物火災損害額がり災前の建物評価額の20%未満のものをいいます。

6 死者・負傷者

「死者」又は「負傷者」とは、火災現場において火災に直接起因して死亡（病死者は除く。）した者、又は負傷した者をいいます。この場合、消防署員と消防団員は火災を覚知した時から現場を引き揚げる時までの間に死亡した者、又は負傷した者をそれぞれ死者又は負傷者とします。また、火災により負傷した後、48時間以内に死亡した者は火災による死者とします。

7 統計上の構成比は、小数点以下又は小数点第2位以下を四捨五入しているため合計が必ずしも100%とはなりません。



備えよう

住宅用

火災警報器